

平成 30 年 12 月 28 日

**消費者ネットおかやまと株式会社大創産業との
差止請求に関する協議が調ったことについて**

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 協議の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者ネットおかやま（以下「消費者ネットおかやま」という。）が、株式会社大創産業（以下「大創産業」という。）に対し、主に以下のとおり申し入れた事案である。

① 平成 29 年 7 月 17 日の申入れの概要

大創産業が販売する商品「カラフルボール」の取扱い上の御注意について「本商品により生じた損害や逸失利益、第三者のいかなる請求についても当社では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。」との記載は、消費者契約法第 8 条第 1 項第 3 号^(※)に規定する消費者契約の条項に該当するとして、何らかの対応をすること。

② 平成 30 年 3 月 8 日の申入れの概要

大創産業が販売する「S 字フック」等の商品の取扱い上の御注意についても、「取り付け方の不良などにより生じた損害や逸失利益、または第三者のいかなる請求についても、当社は一切責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。」等の消費者契約法第 8 条第 1 項第 3 号^(※)に規定する消費者契約の条項に該当する記載が存在するとして、改善すること。

(※) 消費者契約法

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一・二 〔略〕

三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行

為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
四・五 〔略〕
2 〔略〕

(注) 上記①、②の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

大創産業は、消費者ネットおかやまに対し、平成 29 年 9 月 11 日に (1) ①の申入れに係る記載の改訂等について、平成 30 年 5 月 22 日に (1) ②の申入れに係る記載の改訂等について連絡した。

これを受けて、平成 30 年 7 月 5 日、消費者ネットおかやまは、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者ネットおかやま (法人番号 2260005003094)

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社大創産業 (法人番号 7240001022681)

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう (消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照)。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html